

日本福祉大学外国人留学生の学生処分に係る細則

（目的）

第1条 この細則は、外国人留学生の学生処分に、「日本福祉大学学則」、「日本福祉大学学生処分に係る規程」（以下、「学生処分規程」とする）及び「日本福祉大学通学課程の学生処分に係る細則」に規定する、事件又は事故を起こした学生に対する、退学・停学・訓告の処分及び注意指導等の措置の決定に係る手続きに加えて、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）を遵守し、当初の入学目的を達すべく学業に専念するよう指導を徹底するとともに、改善の見込みのない場合は、「外国人留学生の適切な受け入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」により、教育機関として求められる適切な措置を講ずることを目的とする。

（処分の定義）

第2条 この細則において「処分」とは、外国人留学生が、出入国管理及び難民認定法の遵守と学業専念の義務に違反した場合に、学生処分規程第4条の2及び第5条の3に基づき大学として下す退学処分及び停学処分をいう。

（停学）

第3条 学生処分に係る規程第5条の3に規定する外国人留学生に関する停学事由は次の各号のとおりとする。

- (1) 正当な理由がなく、大学からの定時の在学確認に応答しない状況となってから1ヵ月を超えた場合。
- (2) 所在不明となってから1ヵ月を超えた場合。
- (3) 「資格外活動許可」を未取得での就労や、許可の範囲を超えた内容または時間数での就労が明らかになり、学生指導を受けた後も改善が見られない場合。

（退学）

第4条 学生処分に係る規程第4条の2に規定する外国人留学生に関する退学事由は次の各号のとおりとする。

- (1) 正当な理由がなく、大学からの定時の在学確認に応答しない状況となってから3ヶ月を超えた場合。
- (2) 所在不明となってから3ヶ月を超えた場合。
- (3) 正当な理由がなく、前期または後期の履修登録を怠ったことにより、当該学期の学業継続が、不可能になることが確定した場合。
- (4) 正当な理由がなく、長期欠席が3ヶ月を超えた場合。

（処分の手続き）

第5条 処分は以下の手続きを経て決定する。処分の決定は、事件・事故等の状況の公正かつ客観的な把握を踏まえて行うこととする。また、当該学生の在学のことを考慮し、十全な指導を行うこととする。

- (1) 学生支援の所管事務課室又は第1次対応者が、警察や出入国在留管理局等必要な機関に対して連絡を取り、正確かつ客観的な状況を把握する。
 - (2) 所在が確認できない場合を除き、当該学生の面接を行い、問題となる状況の経過を把握する。当該学生を指導し、「経過報告・反省文」を提出させる。面接及び指導は、担当の職員又は当該学生の所属学部の学生委員と担当の職員による、複数の人員にて行う。なお、所在が確認できない場合は、所管事務課室が経過報告を作成する。
 - (3) 問題となる状況の経過、当該学生の「経過報告・反省文」に基づき、学生部長が処分基本方針を決定する。
 - (4) 所在が確認できない場合を除き、処分基本方針に基づいて、担当の学生委員と職員が当該学生を面接する。「経過報告・反省文」により、当該学生に対し、問題となる状況を起こした要因及び原因と学生生活に係る問題を反省・考察させる。当該学生の反省・考察が不十分である場合は、課題を与え、反省文を再提出させる。
 - (5) 再提出された「反省文」に基づき、担当の学生委員と学生支援の所管事務室の管理職が処分方針原案を検討し、学生部長にこれを提起する。
 - (6) 処分方針原案を学生委員会に提案し、学部委員会に提案する処分方針案を審議・確認する。
 - (7) 学部委員会が処分方針案を確認し、学部教授会に提案し、学部の処分方針案を確認する。
 - (8) 学部が確認した処分方針案に基づき、学部長と学生部長が学長に報告・進達し、学長が処分を決定する。
 - (9) 当該学生に決定した処分を通告する。学則に基づく処分の通告は、所在が確認できない場合を除き、当該学部長が、学生部長・担当学生委員・学生支援の所管事務室の立会いのもとで行う。なお、学則に基づく処分については、当該学生の保証人にも通知する。また、未成年者や特に必要と判断される場合は、保証人を呼び出し学生部長から処分内容を説明する。
 - (10) 学則に基づく「退学処分」は、当該学生の氏名等を伏したうえで「公示」する。
 - (11) 処分後についても、当該学生に対して速やかな帰国等の必要な指導を行う。
- 2 処分決定の手続きについて、以下の特則を設ける。
- (1) 事件又は事故の事案の認知が当該学生の卒業年度の1月以降の場合、その他、処分決定の手続きについて緊急を要する場合は、副学長（教学担当）および学生部長、当該学部長の協議による提起に基づき、学部委員会がすみやかに処分方針案を確認し、学長がこれを決定する。その後、学部委員会は、学部教授会に処分実施を報告する。
 - (2) 当該学生が刑事施設収容中の場合は、その見通しを顧問弁護士と相談のうえ、

処分手続きを決定する。

（本細則の所管課室）

第6条 本細則の所管課は、学生課とする。

（本細則の改廃）

第7条 本細則の改廃は、全学学生委員会の審議結果の進達を受けて、学長が決定する。

附 則

- 1 本細則は、2020年4月1日より施行する。
- 2 本細則は、2024年4月1日より一部改正施行する。